

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第8号 開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をしたいので、開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第8号 開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度構築するための国民健康法等の一部を改正する法律、こちらが平成30年の4月1日から施行されまして、この中で高齢者の医療の確保に関する法律、第55条の2が新設されることになっております。この第55条の2は、住所地特例について規定するものでございます。

国保と後期の資格の適用についてでございますが、原則として被保険者の住所地で行うことが原則となっております。ただし、入院や施設等に入所しまして住所が移った被保険者については、特例を設けて前住所地の被保険者としております。いわゆる住所地特例と言われているものでございます。

しかしながら、現行制度では、既に国保で住所地特例になっていた方が75歳になりまして国保から後期に移行加入する場合に、この住所地特例が適用されておりません。施設の住所地を管轄する広域連合が保険者となっております。このため、現に国保の住所地特例を受けております被保険者が後期制度に加入する場合に、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者になるように今般、見直されたものでございます。なお、適用につきましては、平成30年度以降、新たに後期制度の被保険者となる方から適用をされるものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号。

開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

開成町後期高齢者医療に関する条例（平成20年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください、右が改正前、左が改正後でございます。

第3条、保険料を徴収すべき被保険者についてでございます。第2号は、法第55条第1項に規定されております病院や施設等で入院した際に開成町に住所を有していた方の扱いでございまして、後程、御説明する新設された法第55条の2第2項、この規定を準用する場合を含んで適用するという規定になっております。

第3号、第4号についても同じような趣旨でございますが、こちらは入院先を変えていく、いわゆる継続入院の被保険者の扱いを規定しているものでございますけれども、こちらでも新設された法第55条の2第2項の規定を準用する場合を含んで適用するとしているものでございます。

2ページをご覧ください。

第5号、こちらが新設条項になります。法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法の第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受けて、これらの法の規定によりまして開成町に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者を国保の保険料徴収の対象者といたしております。

ちょっと分かりにくい表現なのですが、国民健康保険法の116条の2の規定で国保側で住所地特例とされた国保の被保険者は、75歳になった際に高齢者の医療確保法の55条の2第1項により、同じように住所地特例で従前住所地の広域連合に入ると、そういう意味合いになります。国民健康保険法の第116条の2というのは、病院等に入院をしている国保の被保険者の特例を規定している条文となっております。

なお、現在、国保の住所地特例の対象者は、開成町の場合は10名おられます。このうちの3名が現在74歳ですので、次年度以降、直近の対象者となるであろうと考えてございます。

2ページの下の方でございまして、こちらは、平成20年における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例、これについては既に過ぎておりますので削除させていただきたいと思っております。

3ページへ行きまして、最後の附則でございまして、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。